

鎌ケ谷市相続登記促進事業に関する協定書

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社AGE technologies（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市相続登記促進事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、空き家（鎌ケ谷市空き家バンク実施要綱第2条第1項に規定する空き家をいう。）及び今後空き家になる可能性がある不動産等に対して、相続登記の促進に向けて連携を図り、空き家の適正な管理の推進及び所有者が不明となる空き家の発生防止等に寄与すること（以下「鎌ケ谷市相続登記促進事業」という。）を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携するものとする。

- （1） 甲が推進する鎌ケ谷市相続登記促進事業に係る各種施策に関して、乙が持つ相続登記にかかる知見やデータ等を提供すること。
- （2） 甲が所有者、管理者又は地域住民等からの相談に対応する際その他の情報発信の際に、乙が運用するWebメディア又はチラシ等の紙媒体等を活用すること。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 連携事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携事項の効果検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 前条に基づき甲が協力する事務の範囲には、個人情報を含まないものとする。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、連携事項の実施のため、乙の技術上、営業上その他一切の情報のうち、秘密とすべきもの（以下「秘密情報」という。）を甲に提供する場合には、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。ただし、乙が提供する情報が明らかに秘密性の高いものである場合には、当該明示がなくとも秘密情報として取り扱われるものとする。

- 2 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は提供しないものとする。
- 3 甲は、秘密情報を連携事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 4 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、連携事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。
- 5 甲は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。
- 6 甲は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

（解除）

第5条 甲及び乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

（反社条項）

第6条 甲及び乙は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（3） 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

（5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の2か月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（適用）

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年1月26日

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2丁目6番1号

甲 鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長 芝田 裕美

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号 Hareza Tower 20階

乙 株式会社AGE technologies

代表取締役CEO 塩原 優太